

奈良県告示第三百号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和二年十二月一日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
祝迫 恒介	医療法人藤井会香 芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇 〇番地三	脳神経外科（ 肢体不自由）	令和二年八 月三十一日
金沢 源一	医療法人藤井会香 芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇 〇番地三	外科、消化器 外科（ぼうこ う又は直腸機 能障害）	令和二年九 月三十日
長尾 美津男	生駒市立病院	生駒市東生駒一丁 目六番地二	外科（呼吸器 機能障害、ぼ うこう又は直 腸機能障害）	令和二年九 月三十日